

大阪市規則第4号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） [表 別紙2 挿入]	別表第1（第4条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年2月9日から施行する。

[別表第1 別紙1]

[同左]

専用公印

名称	ひな形	書体	寸法	用途
[同左] 子ども・子育て支援事務 用市長印	[同左] 28の3	[同左] てん書	ミリメートル [同左] 方 24	[同左] 子どものための教育・保 育給付、子育てのための <u>施設等利用給付</u> 、地域子 ども・子育て支援事業及 び私立の保育所に係る費 用の徴収に関する事務用
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第1 別紙2]

[略]

専用公印

名称	ひな形	書体	寸法	用途
[略] 子ども・子育て支援事務 用市長印	[略] 28の3	[略] てん書	ミリメートル [略] 方24	[略] 子どものための教育・保 育給付、子育てのための <u>施設等利用給付、乳児等</u> <u>のための支援給付</u> 、地域 子ども・子育て支援事業 及び私立の保育所に係る 費用の徴収に関する事務 用
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]